

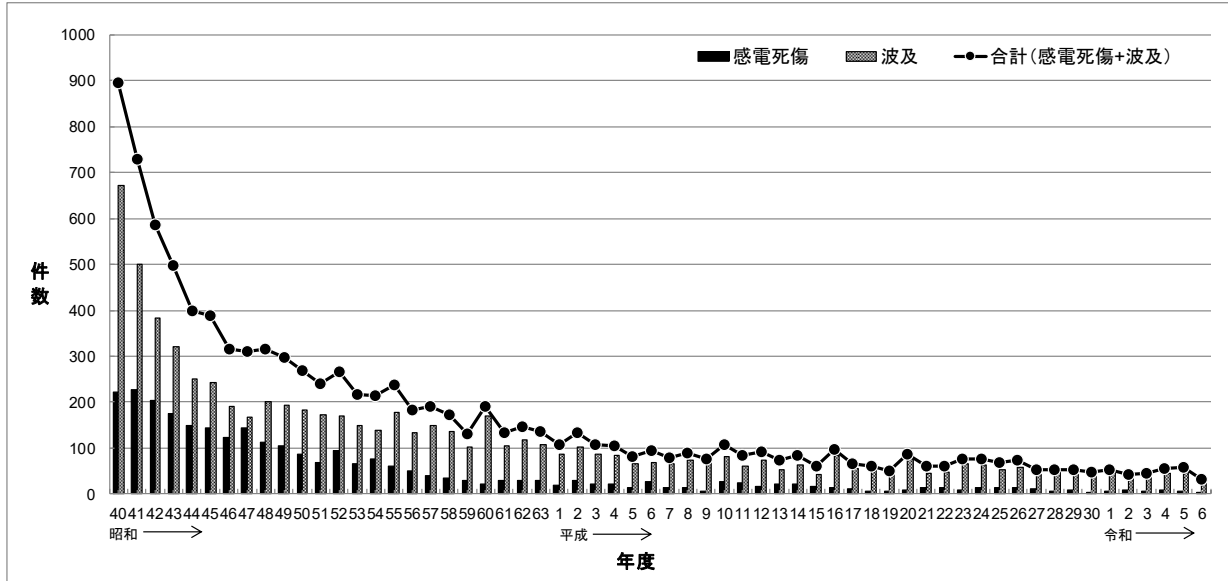
I. 令和6年度における管内の電気事故について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

はじめに

令和6年度に当支部管内で発生した電気事故のうち、電気関係報告規則第3条及び第3条の2の規定に基づき報告のあった電気事故について、その概要を紹介します。

電気主任技術者をはじめとする電気保安担当者(以下「電気主任技術者等」という)におかれましては、本資料を参考に今一度、電気工作物の施設状況及び保守保安体制等を再確認され、事故の未然防止、電気工作物の安全性の確保など自主保安の向上に努められるようお願いいたします。



第1図 事故件数の推移(昭和40年度～令和6年度)

【1】電気事故の概要

第1図に昭和40年度以降の事故件数(感電死傷事故及び波及事故のみ)の推移を示しています。昭和40年度には900件近い電気事故が発生していましたが、近年では50件程度の横ばいで推移しております。第1表に直近10年間の電気事故の種類別事故発生件数を示しています¹。

第1表 種類別事故発生件数(平成27年度～令和6年度) (単位:件)

年度	感電	感電外	火災	破損・物損等	供給支障	波及	社会的影響	その他	累計
H27	11	1	1	3		36			52
H28	7		2	5		36			50
H29	15		1	11	3	42			72
H30	7		1	31	1	43			83
R1	7		5	11		45	2		70
R2	10		5	23		34		2	74
R3	7		5	82	2	41	1		138
R4	11		2	68		46			127
R5	7		2	11	2	50	1		73
R6	3			6	2	29		4	44

¹ 平成30年度以前の事故件数には発電所(火力発電所、太陽電池発電所等)の事故を件数に含めていませんでしたが、令和元年度より発電所を含めて計上しています。

第2表では、令和6年度に発生した電気事故件数を、事業用電気工作物の用途別に示しています。令和6年度は44件の電気事故が発生しました。事故の種類別でいうと、感電死傷事故が3件、破損・物損等事故が6件、供給支障事故が2件、発電支障事故が4件、波及事故が29件発生しました。波及事故が最も多く、全体の約66%を占めています。

第2表 電気工作物用途別事故発生件数(令和6年度発生分)

(単位:件)

用途	感電	感電外	火災	破損・物損等		供給支障	波及	社会的影響	その他			累計
				物損等	破損				発電支障	他社波及	ダム異常放流	
電気事業用	1				3	2			4			10
自家用	2				3		29					34
小規模事業用												0
計	3	0	0	0	6	2	29	0	4	0	0	44

第3表では、自家用電気工作物における電気事故について、受電電圧別に分類しています。高压の「100kW以上500kW未満」が最も事故件数が多くなっています。

第3表 受電電圧別事故発生件数(自家用のみ)

(単位:件)

受電電圧	受電電力	感電	感電外	火災	物損等	破損	波及	社会的影響	その他	計
特別高压		1				1				2
高压	1,000kW以上					1	2			3
	500kW以上 1,000kW未満	1				1	2			4
	100kW以上 500kW未満						18			18
	50kW以上 100kW未満						7			7
	50kW未満									0
低压										0
計		2	0	0	0	3	29	0	0	34

第4表 電気主任技術者選任形態別事故発生件数(自家用のみ)

(単位:件)

選任形態	感電	感電外	火災	物損等	破損	波及	社会的影響	その他	計
選任	専任	1				1	3		5
	兼任								0
	許可								0
外部委託	保安法人	1					17		18
	管理技術者					2	8		10
未選任						1			1
計	2	0	0	0	3	29	0	0	34

第4表では、自家用電気工作物における電気事故について、電気主任技術者の選任形態別に分類しています。選任形態が外部委託の場合において事故件数が多くなっています。

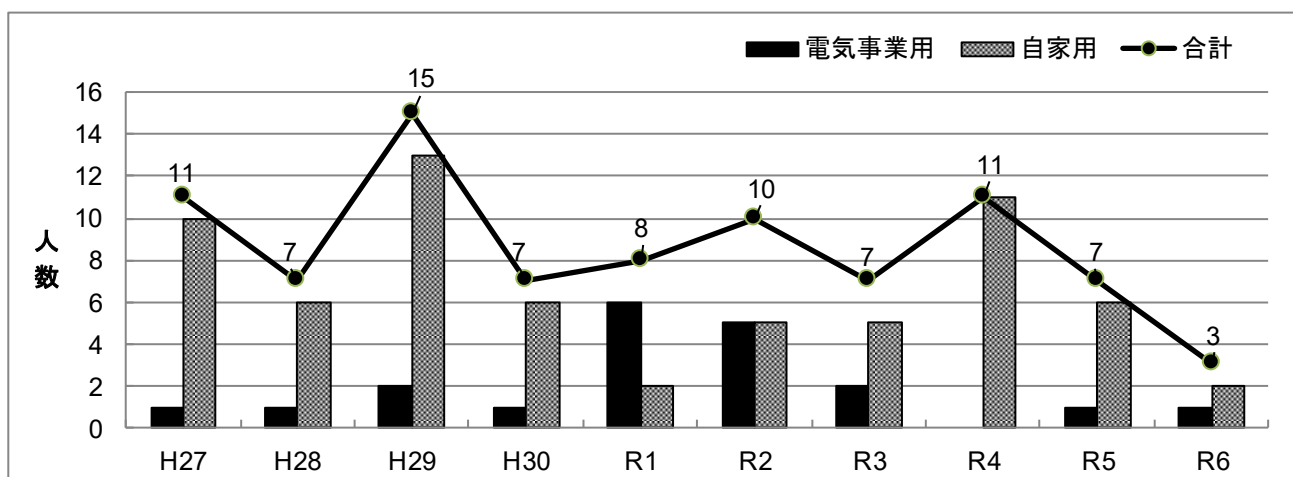
【2】節から【10】節においては、各事故種類別の詳細を説明します。

【2】感電死傷事故

感電死傷事故は電気事故の中でも重要視され、類似事故等が発生しないよう種々の防止対策が講じられていますが、残念ながら毎年発生しているのが現状です。

第5表 感電死傷事故の死傷者数(平成27年度～令和6年度) (単位:人)

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	
電気事業用	作業者	死亡		1			1					2	
		負傷			1	1	2	3	1		1		9
	公衆	死亡						1					1
		負傷	1	1			4		1			1	8
自家用	作業者	死亡			3	2		1	1				7
		負傷	8	4	6	3	1	3	3	9	4	1	42
	公衆	死亡	1	1	1				1	1		1	6
		負傷	1	1	3	1	1	1		1	2		11
計	作業者	死亡			4	2		2	1				9
		負傷	8	4	7	4	3	6	4	9	5	1	51
	公衆	死亡	1	1	1			1	1	1		1	7
		負傷	2	2	3	1	5	1	1	1	2	1	19
合計		11	7	15	7	8	10	7	11	7	3	86	



第2図 感電死傷事故の死傷者数(平成27年度～令和6年度)

第5表及び第2図は、過去10年間の感電死傷事故の死傷者数を示しています。令和6年度の死亡者数は1人、負傷者数は2人で、計3人でした。

① 月別発生状況

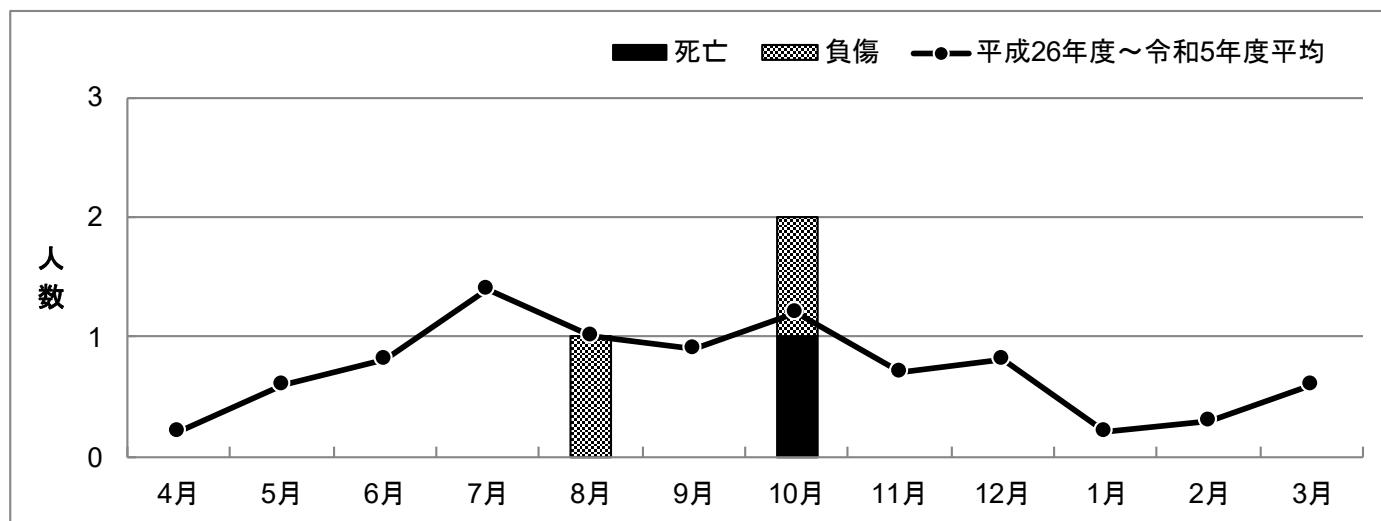
令和6年度の感電死傷事故の月別死傷者数を第6表及び第3図に示しており、第3図では、10年間(平成26年度～令和5年度)の平均もあわせて示しています。

令和6年度においては、全体的に夏季から秋季にかけて集中しています。また、10年間の平均では夏季に集中しています。8月は長期休暇があり、年次点検や改修工事などが実施される場合が多く、また、高温多湿による作業環境の悪さによる集中力の低下に加え、軽装による肌の露出、発汗による人体抵抗値の低下などが事故の原因となることがありますので、注意が必要です。

第6表 感電死傷事故の月別死傷者数

(単位:人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
電気 事業用	作業 者	死亡												0	
		負傷													0
	公衆	死亡													0
		負傷					1								1
自家用	作業 者	死亡												0	
		負傷						1						1	
	公衆	死亡						1						1	
		負傷													0
計	作業 者	死亡												0	
		負傷						1						1	
	公衆	死亡						1						1	
		負傷					1							1	
合計		0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	



第3図 感電死傷事故の月別死傷者数

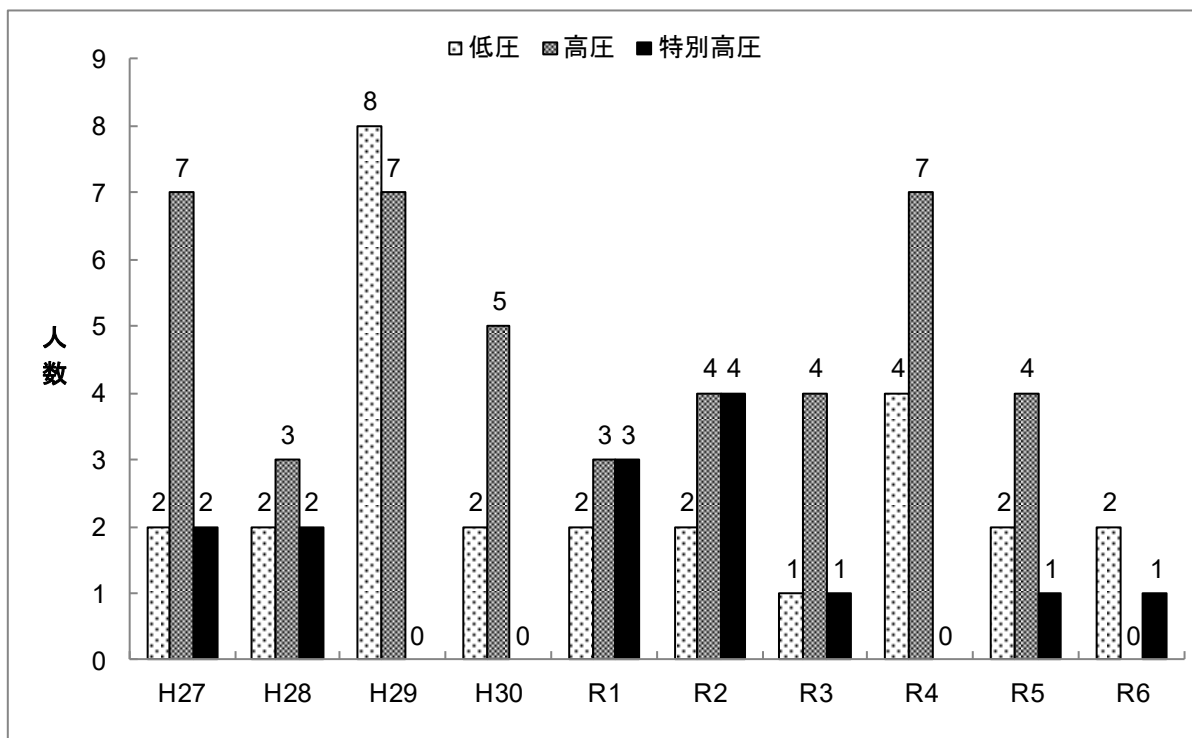
② 使用電圧別発生状況

第7表及び第4図に過去10年間の感電死傷事故の使用電圧別死傷者数を示しています。ここでは、実際に被災者が感電した電圧で集計しています。

令和6年度の死傷者数は、低圧で2人、特高で1人です。平成27年度から令和6年度の合計において、負傷者数が最も多く見られるのが高圧となっていますが、死亡者数においては、低圧によるものが最も多く見られます。低圧においても安全の意識を高く持ち、安全確保に努めて頂きますようお願いいたします。

第7表 感電死傷事故の使用電圧別死傷者数(平成27年度～令和6年度) (単位:人)

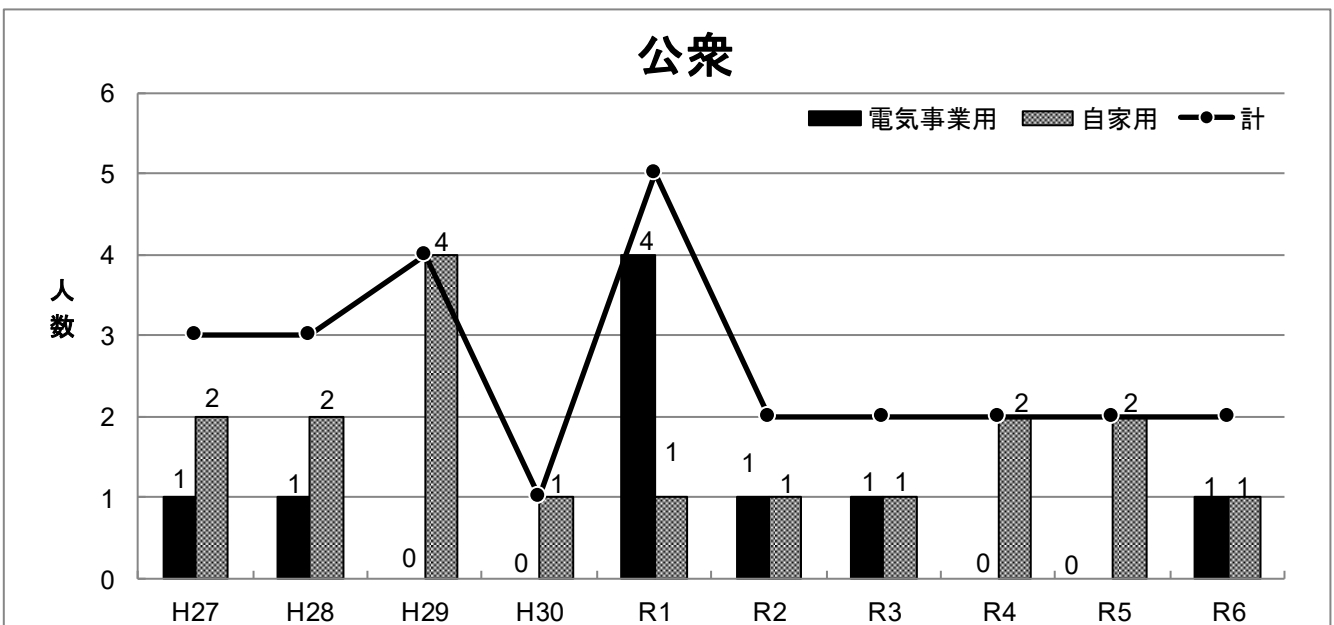
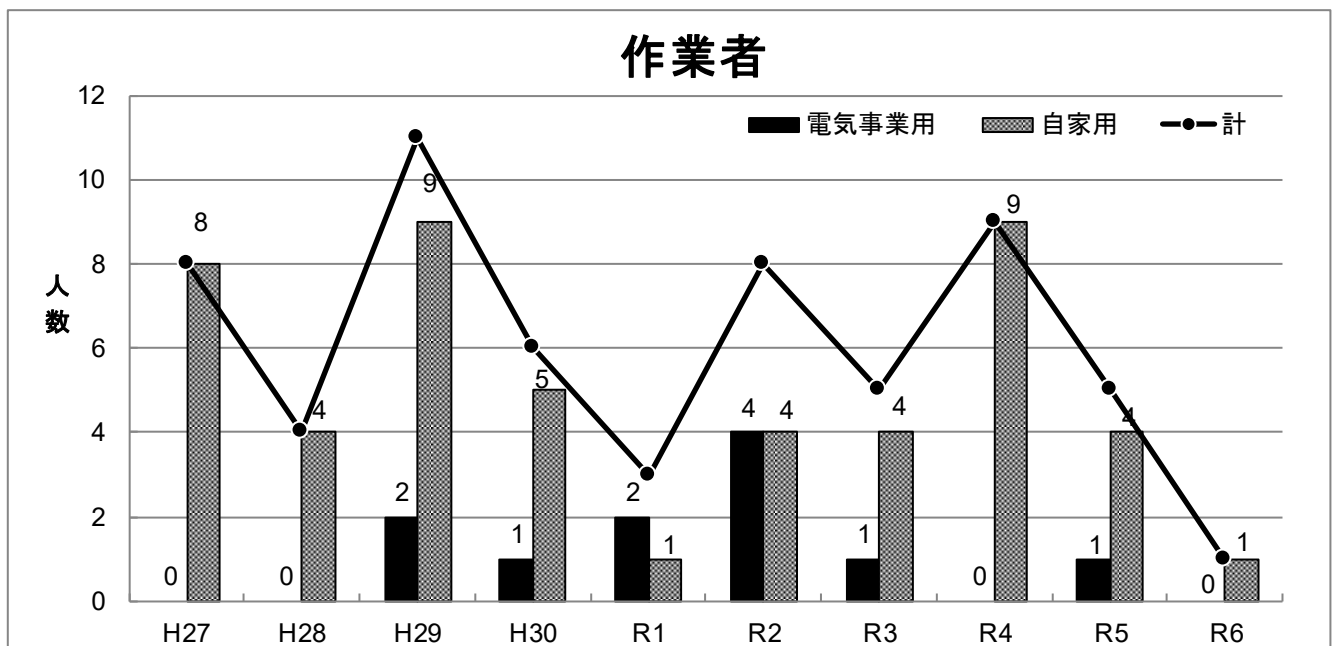
使用電圧		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
低圧	死亡	1	1	3			1	1	1		1	9
	負傷	1	1	5	2	2	1		3	2	1	18
高圧	死亡			2	2		1	1				6
	負傷	7	3	5	3	3	3	3	7	4		38
特別高圧	死亡						1					1
	負傷	2	2			3	3	1		1	1	13
合計	死亡	1	1	5	2	0	3	2	1	0	1	16
	負傷	10	6	10	5	8	7	4	10	7	2	69



第4図 感電死傷事故の電圧別死傷者数(平成27年度～令和6年度)

③ 作業員・公衆別発生状況

第5図は、過去10年間の感電死傷事故を作業員・公衆別に区分したものを示しています。なお、作業員とは自社又は自社の工事請負者の命を受けて電気関係の作業に従事している者をいい、公衆とはそれ以外の者をいいます。令和6年度の感電死傷者数は作業員が1人、公衆が2人でした。直近の令和4年度、令和5年度に比べ、令和6年度は作業員の感電死傷者数は減少していますが、過去10年間を総体的に見ると増減を繰り返し、横ばいとなっております。



第5図 感電死傷事故の作業者・公衆別死傷者数(平成26年度～令和6年度)

そのうち、充電部が露出していたため、作業員が充電部に触れて感電死亡した事故が1件[事故事例 1]、クレーンでつり上げられた鉄骨の揺れを抑えるために、鉄骨を掴み、鉄骨が架空送電線に接近し、作業員が感電負傷した事故が1件[事故事例 2]、作業計画書が被災者に伝達されておらず、キュービクルの低圧配線工事中にスパナを誤って下段ブスバーに落とし、短絡の発生からアークで手の甲にやけどを負い感電負傷した事故が1件[事故事例 3]発生しています。

充電部の有無の確認、現場での作業前の打ち合わせ等の徹底、作業手順書の作成・遵守、保護具の着用・検電等の基本的な感電防止対策をお願いします。設置者及び電気主任技術者におかれましては、電気工事が行われる際は、事前に作業に携わる作業員全員に対して保安教育の徹底をお願いします。また、電気工事の有無にかかわらず工事を行う際は、必ず電気主任技術者等に連絡・相談する連絡体制を構築しておくようお願いします。

第8表は、感電死傷事故を使用電圧別、事業用電気工作物の区分別、及び作業員・公衆別に示しています。

第8表 感電死傷事故の
作業員・公衆・使用電圧別死傷者数(単位:人)

区分		死亡	低圧	高圧	特別 高圧	計
電気 事業用	作業員	死亡				0
		負傷				0
	公衆	死亡				0
		負傷			1	1
自家用	作業員	死亡				0
		負傷	1			1
	公衆	死亡	1			1
		負傷				0
計	作業員	死亡				0
		負傷	1			1
	公衆	死亡	1			1
		負傷			1	1
合計			2	0	1	3

第9表は、作業員・公衆別に事故原因と発生場所を示しています。

第9表 感電死傷事故の原因別・発生場所別死傷者数 (単位:人)

原因		特高 電線路	高圧 電線路	低圧 電線路	受電所 引込線	特高機器 特高配線	高圧機器 高圧配線	低圧機器 低圧配線	その他	計
作業員	作業準備不良						1			1
	作業方法不良									0
	工具・防具不良									0
	電気工作物不良									0
	被害者の過失									0
	第三者の過失									0
	その他									0
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0
公衆	電気工作物不良			1						1
	被害者の過失	1								1
	第三者の過失									0
	無断加工									0
	その他									0
	小計	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計		1	0	1	0	0	1	0	0	3

④ 年齢別・経験年数別発生状況

第10表は、作業者における感電死傷事故について、作業者の年齢・経験年数別、事故原因別、作業内容別に分類したものを示しています。経験年数をみると、11～20年が1人となっています。経験年数の浅い作業者より、中堅以上の作業者による事故が発生しています。作業の慣れから作業手順の確認や保護具の着用・検電等がおろそかになることがあります。安全確認を怠ることなく、初心に返り、若手の手本となるように安全作業を心がけていただくようお願いいたします。また、作業者への安全教育を確実にお願いします。

第10表 感電死傷事故(作業者のみ)の年齢・経験年数死傷者数 (単位:人)

区分		事故原因				作業内容		合計
		作業準備 不良	作業方法 不良	被害者の 過失	その他	工事	点検 清掃	
年齢	30歳未満							0
	30以上40歳未満	1				1		1
	40以上50歳未満							0
	50歳以上							0
経験年数	～3年							0
	4～6年							0
	7～10年							0
	11～20年	1				1		1
	21年～							0
計		1	0	0	0	1	0	1

⑤感電事故防止のために

● 年次点検や工事等の作業時における留意事項

➤ 作業前の打ち合わせ等の徹底

充電範囲や停電範囲、また停電のタイミングの情報伝達ができておらず、誤って充電部に接触した事故が発生しております。作業前の打ち合わせや、現地等での充電範囲や作業場所の確認を十分をお願いします。

➤ 作業手順書の作成・遵守

作業手順書を作成することにより、事前に危険予知ができ、作業手順書を確認しながら作業を実施することでヒューマンエラーを軽減することができます。予定外の作業(いわゆる「思いつき作業」)を行うことで事故が発生しています[事故事例3]。想定外の事態が発生した場合や気になる点があれば、その場で対処しようとせず、責任者等に連絡し相談してください。

➤ 保護具の着用・検電

作業前に必ず検電の実施をお願いします。また、作業に応じた保護具の着用をお願いします。

● 電気主任技術者の責務

電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う責務があります。電気主任技術者においては、日常点検による維持管理のほか、年次点検や工事等の作業においても、作業内容等の監督を行うことが重要です。

- 保安教育の実施

機器の接地や絶縁の確保を徹底した上で、一般社員や委託先の作業者に対しても、電気器具の取扱上の注意事項や無断作業の禁止等について、保安教育の実施をお願いします。

上記以外にも、事故防止のためにできることは数多くあります。危険予知訓練等を実施して作業における危険を予測し、その危険を回避することも効果的です。

【3】電気工作物に係る死傷事故で感電以外のもの(感電外死傷事故)

令和6年度に関しまして、感電外死傷事故は発生しませんでした。

【4】電気火災事故

令和6年度に関しまして、電気火災事故は発生しませんでした。

【5】物損等事故

令和6年度に関しまして、物損等事故は発生しませんでした。

【6】破損事故

第2表に示すとおり、破損事故は自家用電気工作物において3件発生しました。自家用電気工作物について、太陽電池発電所が3件であり、その内訳として、PCSが焼損した事故が2件[事件事例9][事件事例10]、太陽電池モジュール及び支持物が土地の陥没によって破損した事故が1件でした。なお、令和5年3月31日施行の改正により破損事故の対象が見直され、発電設備等が破損した場合の公衆への影響や供給支障を引き起こすリスクの高いものに限って報告対象と整理され、部品の交換等により容易に復旧できる事故は対象外とされたため、令和5年度以降、件数が大幅に減少しています。

【7】供給支障事故

第2表に示すとおり、供給支障事故は2件発生しました。

【8】自家用電気工作物からの波及事故

第2表に示すとおり、自家用電気工作物からの波及事故は29件発生しました。

①電気工作物・原因別発生状況

第11表に過去5年間の電気工作物別事故発生件数を示しています。ケーブル類で全体の半数以上を占めています。これは後述のとおり、引込みケーブルが保護されていない出迎え方式であるため波及事故に至ったものです。

第11表 波及事故の発生電気工作物別発生件数
(令和2年度～令和6年度) (単位:件)

電気工作物	R2	R3	R4	R5	R6	計	比率
架空電線路	1		2			3	1.5%
CVTケーブル	16	28	30	31	17	122	61.0%
CVケーブル	1	1	2	1	1	6	3.0%
碍子			1			1	0.5%
DS				1	1	2	1.0%
PAS	5	8	3	6	4	26	13.0%
PGS		1	1	1		3	1.5%
LBS	1		2	2		5	2.5%
VCB	1	1	2	3	3	10	5.0%
PC						0	0.0%
AS						0	0.0%
VS						0	0.0%
Tr					1	1	0.5%
C	2					2	1.0%
LA			1		1	2	1.0%
VT	2	2		1		5	2.5%
CT						0	0.0%
その他	5		2	4	1	12	6.0%
計	34	41	46	50	29	200	100.0%

第12表には過去5年間の原因別発生件数を示しています。「自然劣化」が全体の約3割を占めており、続いて「保守不完全」、「雷」、「作業者の過失」、「火災」、「鳥獣接触」、「公衆の過失」の順で多く発生しています。

なお、「公衆の故意・過失」について、工事中に公衆(電気設備の担当でない従業員)が高圧引込みケーブルを誤ってくい打機で地中の高圧引込みケーブル保護配管および高圧引込みケーブルを押しつぶし、波及事故に至ったものがあります[事事故例7]。高圧電線路は、高圧であることが分かるよう表示しておくとともに、電気工事の有無にかかわらず工事を行う際は、必ず電気主任技術者等に連絡・相談する連絡体制を構築しておくようお願いします。

第12表 波及事故の原因別発生件数
(令和2年度～令和6年度)

(単位:件)

原因		R2	R3	R4	R5	R6	計	比率
設備 不備	製作不完全			5			5	2.5%
	施工不完全			1	1		2	1.0%
保守 不備	保守不完全	2	8	14	6	4	34	17.0%
	自然劣化	20	9	4	20	9	62	31.0%
	過負荷						0	0.0%
自然 現象	風雨						0	0.0%
	氷雪						0	0.0%
	雷		6	4	3	4	17	8.5%
	地震						0	0.0%
	塩・ちり・ガス		1				1	0.5%
故意 過失	作業者の過失	4	5	2	3	1	15	7.5%
	公衆の故意・過失	1	3	1	3	1	9	4.5%
	火災	3	3	3	1	2	12	6.0%
他物 接触	鳥獣接触	2		2	5	2	11	5.5%
	その他の他物接触		1		1		2	1.0%
その他・不明		2	5	10	7	6	30	15.0%
計		34	41	46	50	29	200	100.0%

②経過年数別発生状況

第 13 表に波及事故のうち、原因が「自然劣化」、「保守不完全」によるものを、電気工作物別、設置後の経過年数別に示しています。

CV・CVT ケーブルにおいては、9 年以下の比較的新しいケーブルについても事故が発生しております。地中配管等に水が溜まっている場合、水トリー現象が発生して比較的経年の浅いケーブルでも絶縁劣化が生じる場合がありますので、定期的な点検及び不良の改善をお願いします。

また、経過年数 25 年以上については、経年劣化によるものです。電気設備には更新推奨時期があります。定期的な保守点検を行いつつ、適切な時期に設備の更新又は改修を行うようお願いします。各機器については、メーカーの点検基準に従って機器内部等の清掃も行うようお願いします。

第13表 波及事故の発生電気工作物別経過年数 (単位: 件)

電気工作物	～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年～	不明	計
CV・CVTケーブル	4		2		5		11
PGS							0
DS					1		1
PAS							0
LBS							0
VCB					1		1
Tr							0
LA							0
その他							0
計	4	0	2	0	7	0	13

注) 事故の原因のうち、自然劣化、保守不完全に係るもののみ

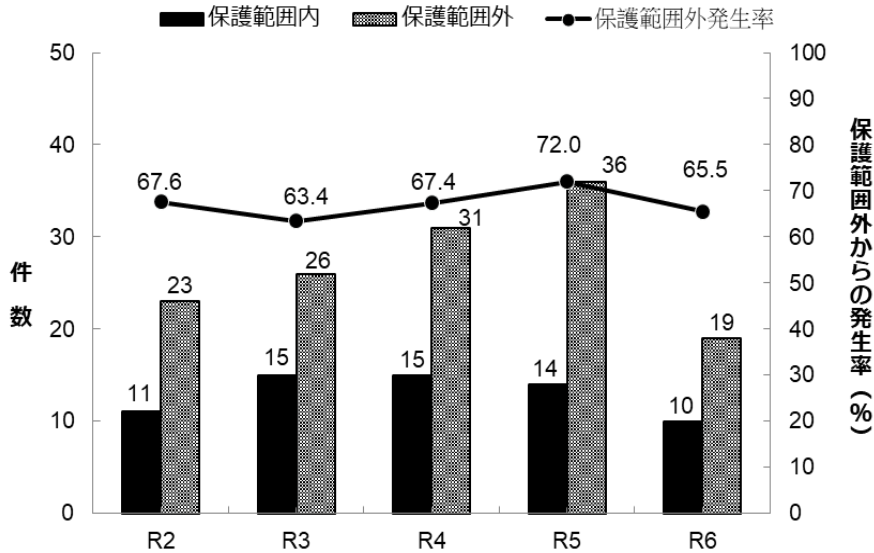
③ 二次原因別発生状況

第 14 表には波及事故の二次原因別発生件数、第 6 図には保護範囲内外での発生状況を示しており、保護範囲外からの発生率が 65.5%でした。PAS を取り付けていない出迎え方式で受電している事業場では、引き込みケーブル部分が保護されていないため、波及事故が発生する可能性が高くなります。出迎え方式で受電している事業場は、計画的にケーブルを更新することはもちろんですが、改めて PAS 設置の検討をお願いします。

なお、PAS が正常に動作し、波及事故を防止できていたにも関わらず、事故原因を除去しないまま PAS を強制投入したことによる波及事故が 1 件発生しています。電気主任技術者等においては、PAS を投入する前に、事故原因が確実に除去されていること、及び継電器の制御用電源が喪失していないことの確認を徹底してください。

第14表 波及事故の二次原因別発生件数
(令和2年度～令和6年度) (単位:件)

二次原因		R2	R3	R4	R5	R6	計	
保護範囲内	強制投入		2	2	2	1	7	
	継電器不動作	内部異常			1	3	2	6
		電源異常		3	0			3
		電源回路開放			0			0
		事故で電源喪失	4	1	1	1		7
		事故で故障		1	1	1	1	4
		微地絡検出不可	1		0		1	2
		その他・不明	1	1	2	3		7
		【小計】	6	6	5	8	4	29
	開閉器不動作	内部故障	1		1	2		4
		事故で故障		7	4	1		12
		その他・不明	2		3		3	8
		【小計】	3	7	8	3	3	24
	保護協調の不備	2		0	1	2	5	
	【保護範囲内計】	11	15	15	14	10	65	
保護範囲外	23	26	31	36	19	135		
保護範囲外からの波及事故割合	67.6%	63.4%	67.4%	72.0%	65.5%	67.5%		



第6図 波及事故の保護範囲内外での発生状況 (令和2年度～令和6年度)

④ 供給支障時間・供給支障電力別発生状況

第15表には波及事故の供給支障時間別・電力別発生件数を示しています。供給支障時間については、30分以上のものが全てです。波及事故を起こすと、近隣地域を停電させてしまい、経済活動などに多大な被害を与えることになり、場合によ

って損害賠償を求められることとなりますので、日常から点検を徹底するとともに、計画的な設備更新を行い、波及事故防止に努めるようにしてください。

第15表 波及事故の供給支障時間別・電力別発生件数

(単位:件)

供給支障電力	1分以上 10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	合計
2,000kW以上				3	1		4
1,500kW以上 2,000kW未満			1	2	1		4
1,000kW以上 1,500kW未満			3	5	1	2	11
500kW以上 1,000kW未満			2	1	1	1	5
200kW以上 500kW未満			1	1	1		3
200kW未満 (不明含む)				2			2
合計	0	0	7	14	5	3	29

【9】社会的に影響を及ぼした事故

令和6年度に関しまして、社会的に影響を及ぼした事故は発生しませんでした。

【10】その他の電気事故

第2表に示すとおり、発電支障事故が電気事業用電気工作物において4件発生しました。

【11】おわりに

令和6年度は電気事故が44件発生しました。

その中で、感電死傷事故が3件発生しました。そのうち、充電部が露出していたため、作業員が充電部に触れて感電死亡した事故が1件、クレーンでつり上げられた鉄骨の揺れを抑えるために、鉄骨を掴み、鉄骨が架空送電線に接近し、作業員が感電負傷した事故が1件、作業計画書が被災者に伝達されておらず、キュービクルの低圧配線工事中にスパナを誤って下段ブスバーに落とし、短絡の発生からアークで手の甲にやけどを負い感電負傷した事故が1件発生しています。現場作業に当たる際には、充電部の有無の確認、現場での作業前の打ち合わせ等の徹底、作業手順書の作成・遵守、保護具の着用・検電等の基本的な感電防止対策をお願いします。

また、波及事故が相変わらず多く発生しており、保護範囲外での事故が65.5%を占めています。責任分界点以降に保護されていない箇所がある出迎え方式で受電している事業場はPASを設置するなどの対策が望まれます。

太陽光電池発電所における破損事故も発生しています。台風や積雪などに対し架台・基礎などが必要な強度を有していることを確認した上で、ゆるみや錆、破損がないことを点検し、必要に応じて補強する等、対策に万全を期すようお願いいたします。

電気は便利で身近なものですが、それは、適切な保安活動の上になり立つものです。事故が発生すると人的被害、近隣への経済的被害、自社の経済的損失、事故対応のための時間的損失など、多大な損害が生じ、事故が起こってからでは取り返しのつかないこととなります。

皆さまにおかれましては、現在の設備状況、作業や点検内容などを、今一度見直していただき、改めて「安全は何よりも優先される」という意識を持ちながら、自主保安の意識、体制を一步でも前に進めていただき、事故の未然防止、自主保安の向上に努めていただくようお願いいたします。